

交第1号議案

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市交通事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の土地の取得及び処分について適用し、同日前の土地の取得及び処分については、なお従前の例による。

提 案 理 由

予算で定めなければならない交通事業の用に供する土地の取得及び処分の面積を引き下げるため、横浜市交通事業の設置等に関する

条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市交通事業の設置等に関する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（重要な資産の取得及び処分）

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない交通事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件 $\frac{10,000 \text{ 平方メートル}}{20,000 \text{ 平方メートル}}$ 以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。